独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会運営内規

平成16年6月11日 大学機関別認証評価委員会決定 最終改正 令和元年5月24日

(総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(評価部会)

- 第2条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学(以下「評価対象大学」という。)ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。
 - 2 当該部会に、評価対象大学ごとの評価チームを置く。
 - 3 当該部会及び評価チームに属すべき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則(平成16年規則第1号)第15条第3項に規定する委員(以下「委員」という。)及び同条第4項に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)は、大学機関別認証評価委員会委員長(以下「委員長」という。)が指名する。
 - 4 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員から委員長が指名する。
 - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 6 当該部会に副部会長、当該評価チームに主査を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
 - 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 8 主査は、当該評価チームの事務を掌理する。

(専門部会)

- 第3条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。
 - 2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
 - 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員から委員長が指名する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営小委員会)

- 第4条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。
 - 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
 - 3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員から委員長が指名する。
 - 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
 - 5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
 - 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

- 第5条 委員会は、その定めるところにより、評価対象大学からの意見の申立てのうち、基準を満たしていない との判断に対する意見の申立てについて審議を行うため、意見申立審査会(以下「審査会」という。)を置 く。
 - 2 審査会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
 - 3 審査会に会長を置き、審査会に属する専門委員から委員長が指名する。
 - 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
 - 5 審査会に副会長を置き、審査会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

- 第6条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
 - 2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 部会長は、緊急その他やむを得ない理由により評価部会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び専門委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって評価部会の議決とすることができる。
 - 5 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。
 - 6 前各項の規定は、専門部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」、「運営小委員会」、「審査会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」、審査会においては「会長」と、「委員及び専門委員」とあるのは審査会においては「専門委員」と読み替えるものとする。
- 第7条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

- 第8条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
 - 一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しく は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそ れがあると判断した場合
 - 二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成30年5月28日から施行する。

附則 この内規は、令和元年6月1日から施行する。